

○環境省令第 号

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十一号）の施行に伴い、及び大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第三条第一項の規定に基づき、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年 月 日

環境大臣 小沢 鋭仁

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令

大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項中「第十七条の四第一項、第十七条の五第一項又は第十七条の六第一項」を「第十七条の五第一項、第十七条の六第一項又は第十七条の七第一項」に改め、同条第二項中「第十七条の四第二項（法第十七条の五第二項及び第十条の七第二項）」に改める。

第九条の三中「第十七条の四第一項、第十七条の五第一項又は第十七条の六第一項」を「第十七条の五第

一項、第十七条の六第一項又は第十七条の七第一項」に改める。

第十一条及び第十二条中「第十七条の十二第二項」を「第十七条の十三第二項」に改める。

第十五条の二中「第十七条の三」を「第十七条の四」に改める。

第十五条の三中「第十七条の十一」を「第十七条の十二」に改める。

別表第三の備考の1中「原子吸光法、吸光光度法又はポーラログラフ法」を「規格K〇〇八三に定める方法」に改め、「のうちオルトリジン法又は連続分析法」、「のうちチオシアン酸第二水銀法」及び「のうち吸光光度法」を削り、同表の備考の2中「のうち硝酸銀法」を削る。

様式第2の2及び様式第2の3中「第17条の4第1項（第17条の5第1項、第17条の6第1項）を「第17条の5第1項（第17条の6第1項、第17条の7第1項）」に改める。

様式第4から様式第6までの様式中「第17条の12第2項」を「第17条の13第2項」に改める。

附 則

この省令は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十二年八月十日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から施行する。

一 別表第三の備考の1の改正規定（「のうちオルトトリジン法又は連続分析法」を削る改正規定を除く

。及び同表の備考の2の改正規定 公布の日

二 別表第三の備考の1の改正規定（「のうちオルトトリジン法又は連続分析法」を削る改正規定に限る

。平成二十二年十月一日